

○議事日程（令和5年9月21日最終日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 認定第1号 令和4年度養老町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第2号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第3号 令和4年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第4号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第5号 令和4年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第6号 令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第7号 令和4年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第8号 令和4年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第9号 令和4年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第10号 令和4年度養老町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第13 認定第11号 令和4年度養老町公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第14 議案第42号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第43号 町道路線の廃止及び認定について
- 日程第16 議案第44号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第45号 令和5年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第46号 令和5年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第47号 令和5年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 野村 永一

○出席議員

1番	佐野 伸也	2番	大橋 みち子
3番	西脇 康	4番	清水 由美子

5番 北倉 義博
7番 吉田 太郎
9番 野村 永一
11番 水谷 久美子

6番 岩永 義仁
8番 早崎 百合子
10番 松永 民夫

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地 憲元	副町長	田中 一也
教育長	森島 恵照	総務部長	川口 智也
総務部総務課長	近藤 晴彦	総務部 企画財政課長	尾前 眞理
総務部税務課長	永嶺 早苗	住民福祉部長	近藤 真由美
住民福祉部 住民環境課長	伊藤 めぐみ	住民福祉部 健康福祉課長	藤田 勝彦
住民福祉部 子ども課長	香川 明美	産業建設部長	大倉 修
産業建設部参事兼 産業建設部 産業観光課長	竹中 修	産業建設部 建設課長	吉村 和人
産業建設部 水道課長	加納 康宏	会計管理者	松岡 弘泰
教育委員会 事務局長	中島 恵美	教育委員会 教育総務課長	大橋 嘉代
教育委員会 生涯学習課長	西脇 直樹	消防長	高橋 正人
消防次長兼 消防課長	大倉 巧	消防総務課長	古川 博規

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 中島 和哉 議会事務局書記 國枝 利法

(開議時間 午前9時30分)

○議長(野村永一君) おはようございます。

令和5年第3回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

前段を私が読み上げますので、後段の御唱和をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(野村永一君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

なお、執行部においては、若山会計課長が体調不良のため欠席いたしますので、御報告します。

インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場1階ロビーのモニターでも放送いたします。

このほか、本定例会においては、上着の着用を自由としておりますので、暑い方については上着を脱いでいただいて結構です。

ただいまから令和5年第3回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(野村永一君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、3番 西脇康君、4番 清水由美子君を指名します。

○議長(野村永一君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に常任委員会、決算特別委員会、予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(野村永一君) それでは、日程第3、認定第1号 令和4年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第13、認定第11号 令和4年度養老町公共下水道事業会計決算認定についての11議案を一括議題として上程いたします。

この11議案は、決算特別委員会に審査を付託してありましたので、ここで委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

決算特別委員会委員長 吉田太郎君。

○決算特別委員長(吉田太郎君) 決算特別委員会報告を行います。

去る9月7日、8日両日において、決算特別委員会を開会し、今定例会で付託されました令和4年度一般会計、特別会計及び事業会計の歳入歳出決算認定等の11件について、審査した結果を報告します。

本委員会は、地方自治法第98条第1項の規定による議会の検査権に基づき、各種の証拠書類など資料の提出を求め、議会において決定された予算が適正に、そして効率的に執行されたか等を審査し、その結果を今後の予算編成や行政執行に生かされるように努めていただくために行いました。

審査の経過並びに審査の観点は次のとおりであります。

歳入については、収納率向上を目指してこれまで努力されていますが、町税の当初予算と収入済額との比較、町税及び使用料等の不納欠損額とその理由及び収入未済額とその対処策についての確認審査を主に行いました。

また、歳出については、当初予算額に対する補正予算額と支出済額との比較、不用額の妥当性等の確認審査を主な観点といたしました。

最初に、認定第1号 令和4年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

まず、歳出についてです。

1. 令和4年度から予定価格を事前公表して入札を執行していることによる入札率の変化と業者の反応はの問いに対して、事前公表していなかった令和3年度から事前公表した令和4年度の落札率を比較すると、約1.5%落札率が低下した。予定価格を事前公表することにより、情報漏えいなどのリスク低減や癒着等を防止するなどの目的を達しているものと考えているとの回答でした。

次に、令和4年度における公共施設の個別施設計画の対応状況はの問いに対しては、養老町公共施設等総合管理計画により方針を示し、各施設ごとの個別施設計画により改修の計画等を作成している。毎年度、現状に応じた更新を実施しているとの回答でした。

次に、遊休施設の今後の考え方はの問いに対しては、養老町公共施設等総合管理計画に基づき、集約化、複合化、廃止、売却など様々な手法を研究しながら進めきたとの回答でありました。

なお、地域と連携し取り壊すべきものは取り壊し、再利用するものは再利用していくなど、地域としっかり話し合いをしながら進めていただきたいという要望がありました。

次に、令和4年度における女性登用率は。また、国の目標値と比較してどうかとの問いに対しては、部長級が33.3%、課長級が29.6%、課長補佐級が35.7%。いずれも国の目標値を上回っているとの回答でした。

次に、令和4年度における有給休暇・産休取得率、障害者雇用率はの問いに対しては、有給休暇の取得率は10.1日、育休の取得率は、男性が7名中2名、28.6%、女性は7名中7名で100%。障害者雇用率については、町長部局が2.55%、教育委員会部局が2.3%

との回答でした。

次に、YORO SUPPORTER WORLD事業の令和4年度の実施状況はとの問いに対しては、令和5年1月1日の設立に向け、12月に事前登録キャンペーンを実施するなどPRに努めた。令和4年度末時点での登録者は1,292名、現在は1,550名。町内の45事業所にフレンドシップパートナーになってもらい、会員証を提示したサポーターに事業所独自の特典を提供していただいているとの回答でした。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業の事業内容と不用額の要因はとの問いに対しては、非課税世帯に1世帯当たり5万円を給付するものであり、2,500世帯分の予算計上に対して、申請世帯が1,880世帯であったため、不用額が生じたものという回答でありました。

次に、令和4年度婚活支援事業の実績は。また、支援を受けた方に外国人の方は含まれているかの問いに対しては、39歳以下の世帯が1件、30万円、29歳以下の世帯が4件、150万9,000円、合計で180万9,000円の補助を実施し、うち1人が外国籍であった。国籍に関する要件は、特に定めがないため、住民登録や所得要件等を満たしていれば、外国籍の方であっても補助対象となるとの回答でした。

なお、この制度の趣旨は、結婚し養老町に定住いただくという意味合いが強く、短期的に滞在される外国人夫婦が補助対象となるのは趣旨から外れるように思われるので、今後制度を継続するに当たって、その在り方や運用方法などを議論していただきたいとの要望がありました。

次に、令和4年度において保育士等の処遇改善はどのように行われたかの問いに対しては、国の補助金を活用し、民間の全ての教育保育施設に対して、保育士賃金を3%程度引き上げる処遇改善を実施した。公立こども園は、会計年度任用職員の保育士に対しては、勤務成績等に応じて報酬等の引上げを実施し、正規職員の保育士等に対しては、国の人事院勧告に基づき、勤務成績も勘案しながら給与の引上げ等を実施しているとの回答でした。

次に、子ども家庭総合支援拠点事業において、教員免許等を持った職員をこども課内に2名配置したことによる効果はどのように考えているかの問いに対しては、拠点の設置をする以前から、保育士や教員免許を保有している職員を配置し、家庭見守り事業や児童虐待等の対応をしてきたが、拠点を設置したことにより家庭への訪問支援なども可能となり、養育相談や在宅支援など全ての子供や家庭の相談を受けられるような体制強化を図れているとの回答でした。

次に、食生活改善推進協議会の会員数が年々減少している現状において、会員数の充実食生活推進にとって重要な課題であると考えているが、担当課の見解はとの問いに対しては、食生活改善推進協議会の活動は、町の食育にとって大変重要なものだと認識しており、会員数を増加させるために、若い世代へアプローチするなど様々な方法で周知して

いきたいとの回答でありました。

次に、プレミアム付商品券の販売方法についてどのような検討をしたかの問いに対しては、町内の方向けに紙の商品券を販売し、町外の方向けには全ての方が購入できるよう、電子版の商品券を販売したとの回答でした。

次に、3滝整備事業の進捗状況はの問いに対しては、令和4年度には、県において防護ネット等の整備を実施した。引き続き、県へ要望していきたいとの回答でした。

次に、改良住宅譲渡推進事業が令和3年度と比較してかなり増額しているが詳細はの問いに対しては、譲渡計画を前倒しして円滑に進めるためには、測量及び分筆登記などの委託数が増加したためとの回答でありました。

次に、令和4年度に新設した届出避難所制度の実績と貸与される物資の内容は。また、今後この制度をどのように拡充し、周知をしていくのかの問いに対しては、令和4年度の届出は6件。災害用毛布、敷マット、非接触型体温計、戸別受信機などを貸与している。地区の行政懇談会などの場を通じて、積極的に活用いただくよう周知しているとの回答でした。

次に、スクールサポートスタッフ制度の実施状況はの問いに対しては、教職員の事務や学校整備に関して活用するもので、大変活躍していただいていると伺っている。国・県の補助金枠の限度もあるが、今後さらに人数を増やしていければと考えているとの回答でした。

なお、教職員の働く環境がよくなれば、子供たちへの教育環境もよくなることも考えられるので、補助金の兼ね合いもあるが、小・中学校全部に導入できるように、積極的に取り組んでいただきたいとの要望がありました。

次に、タブレットの利用状況と今後の更新時期の考え方はの問いに対しては、令和4年度はとにかく使ってみるということを大切にし、今年度は学力の向上、授業の質を向上させるなどの目的に向かって個別最適化学習や共同的な学びなど、教職員一丸となって取り組んできた。更新時期については、県教育長会などでも課題になっているが、現在のところ具体的な答えがない状況であるとの回答でした。

続いて、歳入に入ります。

令和4年度の差押え件数と不納欠損・滞納額それぞれの最高額はの問いに対しては、差押え等の件数は23件で354万990円。内訳として、国税還付金7件、給与・年金5件、預貯金10件、交付要求による配当1件。不納欠損の最高額は239万8,100円、滞納の最高額は1,988万7,202円という回答でした。

次に、不納欠損額を住民1人あたりに換算した場合、管内市町村においては養老町が突出して多いという結果になるが、その要因などをどう考えているかに対しては、令和元年度から新たに滞納者や滞納額を増やさないために、現年度課税分から優先して徴収するようにした結果、現年度課税滞納額は減少している。町税は重要な財源であり、滞

納者の実態に合わせて徴収を行っていくことが大事であると考えているが、悪質な滞納者に対しては、財産調査や差押え等も行うなど、粛々と滞納がなくなるように努力させていただきたいとの回答でした。

なお、納税は国民の義務であり、税の公平公正は町民も望んでいる。それなりの生活をしているにもかかわらず滞納している場合などは厳しい対応をするなど、滞納者の実態に合わせた徴収について努力させていただきたいとの要望がありました。

次に、60歳未満の住民税非課税世帯数が約18%であるが、これに対する分析と対応策は検討しているかの問いに対しては、新型コロナウイルス感染症、物価高、燃料高騰などの影響による失業や営業不振などから収入が減少していることが要因と考えられる。収入減に伴い滞納につながるケースもあるので、生活状況を把握し、実態に合わせた納付計画を立案することで納税を促していきたいとの回答でした。

なお、小まめに納税相談などを行うなど、納税者に寄り添った対応をしていただきたいとの要望がありました。

次に、令和4年度において、養老町民がふるさと納税を行ったことに伴う住民税減収額はの問いに対して、住民税控除額が3,856万8,998円との回答でした。

次に、本町ではふるさと納税寄附金の具体的な使い道の公表がされていないが、今後の考え方はの問いに対しては、寄附をしていただくときに目的を選んでいただく形になっているので、目的に合った施策に使っているかを具体的に公表することを検討したいとの回答でした。

次に、特別会計について報告します。

認定第2号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

加入世帯数と人数は。また、差押えの件数と金額、その内訳は。さらに、誓約書により時効が中断している滞納分5,500万円の今後の対応はの問いに対しては、令和4年度末現在で、世帯数3,610世帯、被保険者数5,697名。令和4年度の差押えの実績は8件で、換価金額は218万441円。内訳は、国税還付金が1件、100円、給与・年金3件で145万852円、預貯金は3件で25万3,675円、交付要求による配当1件、47万5,814円。時効中断している滞納分は、今後順次時効を迎えることが予想される。今後も財産や預貯金の調査等を行い、差押えができるものがあれば実施をするなどして対応していくとの回答でした。

なお、国保加入者数が全人口の約21%、約5,700人である現状で、不納欠損が2,400万円あることについては、税の不公正感を感じるので、滞納に対する対応をしっかりと実施していただきたいとの要望がありました。

次に、国保加入者の平均所得と所得割の課税状況は。また、令和4年度におけるコロナ減免の実績はの問いに対して、国保加入世帯が3,656世帯、平均所得は1世帯169万

3,252円。うち所得割が発生していない世帯が約1,000世帯ほどあり、その分が平均所得を引き下げているものと考えられる。被保険者が高齢化しており、収入が年金のみで非課税となっていることが要因と考えられる。コロナ感染症に関する減免は、相談、申請、許可件数ともに4件であるとの回答でした。

なお、特定健診の受診率の向上及び法定減免世帯に対応できるよう取り組んでいただきたいという要望がありました。

次に、療養諸費及び高額療養費について、多額の不用額が発生した要因はの問いに対しては、直近3年分の実績に基づき予算計上していたが、新型コロナウイルス感染症などの受診控えにより給付費が減少したなど予想よりも給付費が伸びず、不用額が生じたものとの回答でした。

次に、滞納のある外国人加入者が出国した場合の対策はに対しては、外国人加入者に対しても滞納となった時点で実態調査や財産調査などを行い、預貯金等があれば差押えを行っている。出国者に対しては、年金脱退一金の調査を21件実施したが、支払い済み8件、該当なし13件で換価に至らなかった。出国後に滞納として残らないよう、滞納者となった時点で、早期の納税勧奨や事業所への働きかけなどの取組を徹底的に実施していきたいとの回答でした。

次に、認定第3号 令和4年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第4号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

施設修繕の状況と今後の見通しについての問いに対しては、新施設建設までは、施設運営に必要不可欠なものをできるだけ選択しながら修繕を実施していくとの回答でした。

次に、認定第5号 令和4年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第6号 令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第7号 令和4年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

被保険者数と介護認定者数のその内訳はの問いに対しては、被保険者数9,469名。認定者数は、要支援認定者は447名、要介護認定者は1,175名、合計で1,622名との回答でした。

次に、今後加入者が増え続け、介護保険料の値上げは避けられず、厳しい運営が想定されるが、今後の運営の在り方などをどう考えているかの問いに対して、今年度は第9期養老町介護保険事業計画の策定に伴い、3年に1度の保険料見直しの時期となるが、サービス使用量や被保険者数の増加が見込まれるため、介護保険料の基準額が増加することが想定されている。給付費を抑制する施策についても、計画に盛り込んでいきたい

と考えているとの回答でした。

次に、介護人材の確保と基盤整備を目的として、小・中学校にて福祉関連講座を開催する施策が講じられたが、その実績はの問いに対しては、各小学校で5年・6年生どちらかを対象として、認知症サポーター小学生養成講習会を1回の計7回、東部中学校で1回の合計8回を実施した。第9期計画にも同様の講座を盛り込み、多くの方の認知症の理解を深めサポートができるよう周知に努めていきたいとの回答でした。

なお、介護人材を若い世代が担っていくことは、離職率から見ても困難な部分はあると思うが、この講座を通して、若い時期に一つの職業として考えるきっかけになると考えられるので、今後もこのような事業を展開していただきたいとの要望がありました。

次に、認定第8号 令和4年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第9号 令和4年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

徴収方法の4分の1が普通徴収である理由はの問いに対しては、年金からの特別徴収は、まず介護保険料を徴収し、その後、後期高齢者保険料を徴収する際に、年金額が2分の1以上残らないと特別徴収ができないため、年金額が少ない方や保険料が高額な方などが普通徴収となるとの回答でした。

次に、認定第10号 令和4年度養老町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての主な論点は次のとおりです。

平成19年から平成29年までの累計で、私債権として残っている滞納が4,483件で2,141万6,000円であるが、回収が見込めないものについては処分をしていくのが妥当と思うが考え方はの問いに対しては、居所不明や亡くなってみえる方など、回収不能となる債権については債権放棄を含め検討し、上下水道事業経営審議会で諮るなどして対応していきたいとの回答でした。

次に、認定第11号 令和4年度養老町公共下水道事業会計決算認定についての主な論点は次のとおりです。

下水道の接続率と今後の啓発についてはの問いに対しては、接続率は令和5年3月末時点で69.7%。毎年、未接続世帯へ訪問し、お願いをしているとの回答でした。

次に、上水道料金に滞納があれば、下水道使用料も滞納となるケースが考えられるが、滞納通知書の発行及び誓約書はどのように対応しているかの問いに対しては、納付がない場合は納付期限後20日で督促状を発送している。督促後でも納付の確認ができない場合は、未納通知を発送し、その後、給水停止通知を発送している。それでも納付が確認できない場合や連絡がない場合には、給水停止措置を行っているとの回答でした。

次に、下水道使用料改定の考え方はの問いに対しては、下水道事業としても電気料金の高騰などにより経営は苦しくなっているが、料金は上げない方向で進めているとの回

答でした。

以上、審査に付託された一般会計、特別会計及び事業会計の歳入歳出決算認定等11件については、質疑、討論、採決の結果、全員賛成によりそれぞれ原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算特別委員会の報告といたします。

○議長（野村永一君） 決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより、決算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外議員の審査の経過及び結果についての質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより順次、討論及び採決を行います。

最初に、日程第3、認定第1号 令和4年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第4、認定第2号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第5、認定第3号 令和4年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第6、認定第4号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第7、認定第5号 令和4年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第8、認定第6号 令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第9、認定第7号 令和4年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第10、認定第8号 令和4年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第11、認定第9号 令和4年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第12、認定第10号 令和4年度養老町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第13、認定第11号 令和4年度養老町公共下水道事業会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第14、議案第42号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

この議案は総務民生委員会に付託し、審査されましたので、ここで総務民生委員会委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

総務民生委員会委員長 西脇康君。

○総務民生委員長（西脇 康君） 総務民生委員会報告。

去る9月13日、各委員及び執行部の出席の下、総務民生委員会を開会いたしました。審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正1件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第42号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてに關しましては、条例改正によってマイナンバーカードの代わりにスマートフォンで諸証明の発行が可能になるかという理解でいいかの問いに対して、マイナンバーカードに搭載される署名用及び利用者証明用電子証明書をスマートフォンに格納し、新たに暗証番号等を設定することにより、将来的にコンビニ等でマイナンバーカードを持参しなくてもスマートフォンで諸証明が交付できるようになるものとの回答でした。

制度の周知をどう考えているかの問いに対して、実際に利用するための環境整備がまだ整っていないため、国の動向を鑑みながら周知していくとの回答でした。

以上、審査に付託されました条例の一部改正1件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過及び結果報告といたします。

○議長（野村永一君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより、総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

また、審査の経過及び結果についての質疑は、総務民生委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第15、議案第43号 町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

なお、この議案は産業建設委員会に付託し、審査されましたので、ここで産業建設委員会委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

産業建設委員会委員長 清水由美子君。

○産業建設委員長（清水由美子君） 産業建設委員会報告をさせていただきます。

去る9月13日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました町道路線の廃止及び認定1件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果につきまして御報告いたします。

議案第43号 町道路線の廃止及び認定についてに関しましては、1. 今定例会の上程に至るまでの経緯と期間はの問いに対して、五日市10号線及び14号線については、昨年度進出企業から相談をいただき、約半年間の各権利物や地下埋設物の確認、各種協議を経て上程するもの。小倉111号線については、地元からの要望によるものであり、約半年間の協議・設計期間を経て上程するものとの回答でした。

なお、町道完成後は、雑草などにより景観を乱すことがないように、しっかり維持管理をしていただきたいという要望がありました。

以上、審査に付託されました町道路線の廃止及び認定1件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果御報告といたします。

○議長（野村永一君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより、産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

また、審査の経過及び結果についての質疑は、産業建設委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第16、議案第44号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第4号）から日程第19、議案第47号 令和5年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の計4議案を一括議題といたします。

この4議案は予算特別委員会に付託し、審査されましたので、予算特別委員会委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

予算特別委員会委員長 吉田太郎君。

○予算特別委員長（吉田太郎君） 予算特別委員会報告。

去る9月13日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、予算特別委員会を開会しました。

審査事項は、当委員会に付託されました令和5年度一般会計及び特別会計補正予算4件の議案についてであります。

委員会での主な質疑、審査結果について報告します。

まず、議案第44号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第4号）に関しましては、オンデマンドバス運行事業費について、今回、更新及び修繕対象となる車両の経過年数は。また、修繕後はどのぐらいの期間、維持をさせていく予定かの問いに対して、対象車両2台は導入から10年が経過し、全ての車両が30万キロを超過している。6月頃から不具合が生じ、うち1台はエンジントラブルにより運行不能であるため、受託事業者の予備車により運行を維持している状況である。この状況を改善するために、故障車2台の修繕費と1台の車両購入費を予算計上した。納車まで5か月を見込んでおり、その間の対応について、レンタカーでの対応と修繕での対応の経費を比較した結果、修繕対応のほうが安価となったため、修繕費として予算計上したとの回答でした。

高齢者在宅福祉事業の緊急通報システムを20台購入することについて、現状の設置数は。また、このシステムは固定電話以外にも対応できるのかの問いに対して、現状の保有台数は166台、うち設置数が143台。固定電話のみの対応となるとの回答でした。

なお、固定電話のみの対応では本当に必要とされている方に行き渡らない可能性がある。固定電話以外でも対応できるような事例などを調査・研究し、検討していただきたいとの要望がありました。

岐阜県高等学校就学準備等支援金支給事業の対象者は。また、制度の周知方法、申請方法、スケジュールをどう考えているかの問いに対して、町内の中学校3年生全てを対象としており、高田中学、東部中学をはじめ、特別支援学校や私立中学校に通っている生徒も全て含めて対象者としている。周知については、9月下旬に県から各学校を通じて生徒へのチラシ配付や町ホームページ、広報へ掲載するなどして周知を図る。町から児童手当を支給している世帯にはプッシュ型で支給し、支給していない世帯は申請をいただいた上で支給する予定であり、12月の支給をめどに進めていきたいと考えているとの回答でした。

斎苑維持管理費について、具体的な工事内容、費用の内訳はの問いに対して、地盤沈下により管が露出し、さびて腐食した地下タンクの修繕費として98万6,975円。雨漏りに伴う防水修繕費として84万5,900円。水冷チラーガス漏れ調査手数料として97万9,000円。その他、東館空調設備の不具合に伴う工事設計委託費を計上したものとの回答でした。

粗大ごみ収集事業のシルバー人材センター職員用休憩室の設置について、具体的にどのような建物を設置するのかの問いに対して、分別収集車等の保管テントの南側に設置を予定しており、空調を整備し、三、四名が休憩できるようなユニットハウスを予定しているとの回答でした。

中央公園維持管理整備事業費の屋外トイレの修繕について、該当トイレの位置、修繕内容は。また、現在の使用状況はの問いに対して、野球場横の屋外トイレについて、曝気ブローポンプの修繕を行うもの。総合体育館が開館しているときに、一般の方が使用できるように開放しているとの回答でした。

本町に割り当てられた地方創生臨時交付金は全て活用されているのかの問いに対して、町に割り当てられた総額1億3,394万1,000円であり、5月臨時会と6月定例会にて全額を各事業に充当したとの回答でした。

臨時財政対策債の借入れ限度額が年々減少していることに伴う影響はに対して、臨時財政対策債の減少分は、ふるさと納税寄附金や繰越金などを充てるなどして予算編成を行ったとの回答でした。

次に、議案第45号 令和5年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第46号 令和5年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に関しましては、認知症高齢者グループホーム防災改修等支援事業の非常時自家発電設備設置について、設備の仕様と設置する施設名はの問いに対しては、定員29名以下の自家発電設備をグループホームおあしす養老に新たに設置するものとの回答でした。

次に、議案第47号 令和5年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付託されました令和5年度一般会計及び特別会計補正予算4件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、予算特別委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（野村永一君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員会委員長報告に対する質疑ですが、これらの案件については議会初日に総括質疑が終了しております。私以外の委員会所属外の議員がいないことから省略いたします。

これより議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第16、議案第44号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第45号 令和5年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第46号 令和5年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第47号 令和5年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） これをもちまして本日の議会日程にあります議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） お諮りします。

この第3回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第3回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定しました。

○議長（野村永一君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会及び予算特別委員会、議会改革特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び予算特別委員会、議会改革特別委員会の所管事務の調査について、継続して調査・研究することに決定しました。

○議長（野村永一君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和5年第3回養老町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

（閉会時間 午前10時45分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年9月21日

議 長 野 村 永 一

議 員 西 脇 康

議 員 清 水 由 美 子